

日 農 第 4720-8 号
令 和 7 年 3 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日出町長 安部徹也

市町村名 (市町村コード)	大分県速見郡日出町 (443417)
地域名 (地域内農業集落名)	藤原中央 (中部・北中部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、付近に高速道路が通っており、宅地開発が進みつつある。農業者の高齢化が進み、多くの農業者は後継者がいないため、今後も遊休農地が増えしていくことが懸念されている。農地の集約化あまりは進んでいない状況であり、新規の営農団体等や就農者の確保が課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地に位置し、農業機械が入らない農地も多くあることから、比較的形状の良い圃場への集約化を図るため、地域の農業者による農地の再分配や、地区外からの参入、農業法人への委託等を進め、生産体制の維持を図る。生産性向上に向けては、直売所を活用した農業の6次産業化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で、宅地化が進んだ農地や、遊休農地で農地としての復旧が難しい農地等を除いた区域を農業上の利用が行われる区域とした。そのうち、農業者、後継者がいない農地については、保全・管理を行う区域とした。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構や農業委員会と連携して、地区内外の営農者への貸し付け促進や、新規就農者への呼びかけを行い、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し手・借り手の把握に努め、中間管理機構をとおしたマッチングをおこなう。地区外の営農団体等担い手に働きかけ農地の集約化を目指していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

移住・定住の取組との連携により多様な経営体、担い手の確保に努めるとともに、新規参入者向けの営農指導・相談体制の構築を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後の地区内における新たな分業体制について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないように、防止柵の設置を進める。